(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三原市糸崎八丁目一七一番一から同市新倉町五二八番二まで	前	B A 一〇・七〇～一六・〇〇	六一・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一〇・七〇～一六・〇〇	六一・〇〇メートル 九・二四四 九・六七九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町増田四一四五番から同町増田四一五七番まで	前	一三・一八～六六・四四	〇・一七一キロメートル	
	後	一一・二五～五五・二三	〇・一七一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号	愛媛県南宇和郡愛南町増田四一三六番一から同町増田四一五七番まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月一日

○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市北井門二丁目四二三番八地先から同市二番町四丁目七番二まで	前	A 二四・〇〇～一〇〇・〇〇 B・C 二四・〇〇～八七・九〇	一〇・〇〇メートル 四・七九五キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 二四・〇〇～一〇・〇〇 B・C 二四・〇〇～一七二・二〇	六・二三二キロメートル 四・七九五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	松山市北井門二丁目一九〇番一地先から同市北井門二丁目一九七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月一日

○四国地方整備局告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
松山市北井門二丁目一九〇番一地先から同市北井門二丁目一九七番二地先まで	一〇・〇〇～一〇九・七〇メートル	〇・〇六六キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年十一月一日

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊万里市大坪町字松ノ木原乙三七〇番七から同市大坪町字松ノ木原乙三七〇番六まで	前	二三・八〇～四五・三〇	〇・〇四七キロメートル	
	後	二三・八〇～四五・三〇	〇・〇四七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	伊万里市大坪町字半ノ尻乙五五二番一から同市大坪町字駄道乙三二〇番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月一日